

求人票

※印は記入しないでください

(2024 年 3 月 卒業者向け)

※受付年月日	23.6.26	※施設コード	05-82	※業種	32	※採用枠	留学生・障がい	※担当者	目々澤
求人者・青少年雇用情報									
フリガナ	医療法人 興仁会 あいば歯科医院				フリガナ	代表者			
名 称					代表者	理事長 相場 進			
所在地	〒010-0065 秋田市茨島2-3-2 TEL 018-863-8787				事業内容	歯科診療所			
書類提出先	〒 所在地と同じ TEL				診療科目	歯科・小児歯科 矯正歯科・歯科口腔外科			
人事担当者	担当部署名 受付 (役職) フリガナ TEL 018(863)8787 氏名 事務長 FAX 018(865)2414 (E-mail) aibadental.office@gmail.com				病床数	床 無床			
ホームページ	https://aibadental.com				職員数	男 7 人	女 24 人	計 31 人	
					設立	昭和 50 年 月			
					系列関連施設				
過去3年間の新卒者(離職者/採用者)		男(0/2)人 女(7/12)人		平均勤続年数	5 年		平均年齢	30 歳	
前年度の有給休暇の平均取得日数		14 日		前年度の平均所定外労働時間の実績	月平均 10 時間				
前年度の育児休業(取得者/対象者)		男(0/0)人 女(3/3)人		メンター制度	有		無		
役員に占める女性の割合		80 %		研修	有 (新入社員導入研修・管理職研修等)		無		
管理的地位に占める女性の割合		80 %		自己啓発支援	有 (業務に資する研修・資格取得への配慮)		無		
				キャリアコンサルティング制度	有 (随時、担当者によるキャリア等に関する相談)		無		
				社内検定等の制度	有 ()		無 ()		
採用条件・企業情報									
求人人数	職種	人数	資格・免許	備考	初任給	職種	歯科衛生士	歯科受付	
	歯科衛生士	5	歯科衛生士			基本給			
	歯科受付	2	不問	医療事務等 あれば尚可		手当			
						手当			
仕事内容					試用期間	有 (3 ヶ月) ・ 無			
《歯科衛生士》 歯科衛生士業務全般 ・診療補助 ・歯科保健指導 ・予防処置等					勤務時間	平日①	午前7時45分～午後5時15分		
《歯科受付》 歯科受付業務 ・保険証確認、診療券の発行 ・診療報酬明細書の点検、作成 ・電話対応、会計等					休憩時間	平日②	午前8時45分～午後6時15分		
勤務予定地					休日	90分 交替制 有・無			
加入保険					休日	①. 完全週休2日 2. 隔週休2日 3. 月 回週休2日制 4. その他 ()			
交通費					労働組合	有・無			
賞与					派遣業務	有・無			
年 回 ヶ月 昇給 年 回 %					留学生受入	可・否			
応募・選考方法									
職場見学	申込方法	TEL・会社HP・メール 就職サイト			日時	(火)～(金) 8:30～1時間程度			
応募書類	① 履歴書 2. 卒業見込証明書 3. 成績証明書 4. その他 ()				場所	① ②			
応募方法	①. 学校紹介 2. 自由応募 (電話・メール・ホームページ・郵送・その他)				日 時	随時 12 時 00 分			
選考方法	書類選考	有・無			場 所	所在地と同じ			
	筆記	有 (常識・作文・専門・その他) ・ 無			学内試験	希望する・しない			
	検査	適性・その他 ()			※学校記入欄				
	面接	グループディスカッション・集団面接・個人面接							
本校卒業生在籍					有・無				
インターンシップ受入					可・否				
既卒者応募					可 (概ね 3 年以内) ・ 否				
◆補足事項・備考◆									

自己申告書

2023 年 6 月 2 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名 医療法人 興仁会
あいば歯科医院
事業所所在地 〒010-0065 秋田市茨島 2-3-2
代表者名 理事長 相場 進



- ☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

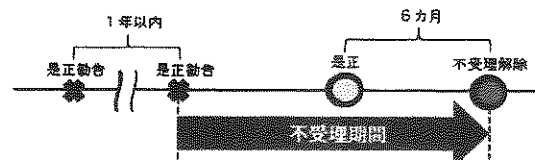
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

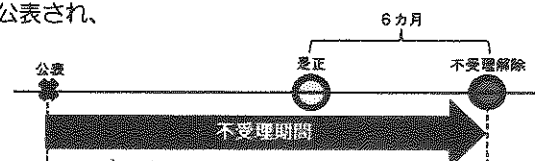
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



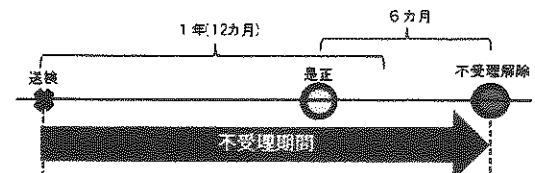
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

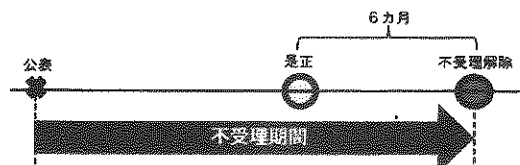
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表*され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



*職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。